明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気工事士法施行規則及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五三）　一

〔告　示〕
○住居表示を実施した件（総務二一五）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務三三六）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二五〇）　四
○人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一二一二～一二一七）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一六二）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通六九一）　七
○道路に関する件（北海道開発局一二八）　七

〔人事異動〕
人事院　復興庁　財務省　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
通　運　九
海事補佐人の登録（海難審判所）　一〇
労　働　一〇
最低工賃の廃止決定に関する公示（大阪労働局最低工賃公示一）　一〇
国家試験　一〇
平成二十九年海事代理士試験の施行（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項　一一
官庁　一一
有権者申出方、無縁墳墓等改葬関係　一一
裁判所　一一
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一
会社その他　一二

省令

○経済産業省令第五十三号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）を実施するため、電気工事士法施行規則及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気工事士法施行規則及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公示等） **第九条の二十三**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。	（公示等） **第九条の二十三**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

第二条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条の四　経済産業大臣は、第一条第一項の規定により教育施設の認定を行なつたとき、第一条の二の規定により同条第一号の変更の届出があつたとき、または前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。	**第一条の四**　経済産業大臣は、第一条第一項の規定により教育施設の認定を行なつたとき、第一条の二の規定により同条第一号の変更の届出があつたとき、または前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報に公示するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第二百十五号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づき、次のとおり住居表示が実施された。

平成二十九年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

一	団体名	大阪府茨木市
二	実施期日	平成二十八年一月一日
三	実施区域	住居表示実施前の町名等
	町名	彩都あかね	大字粟生岩阪の一部、大字宿久庄の一部、大字清水の一部、大字佐保の一部
一	団体名	大分県大分市
二	実施期日	平成二十八年一月九日